

令和3年8月6日

川原地区にお住まいの  
13世帯の皆様

長崎県土木部

「13世帯の皆様と知事との話し合い」の  
進め方（条件等）に関する協議について

標記の件につきましては、先に県の条件をお示しし、皆様から令和3年7月28日付け文書をいただいたところではありますが、改めて県の考え方を説明させていただきます。

これまでも、皆様と知事との話し合いの条件等については、河川課長や石木ダム建設事務所職員が複数回にわたって現地に赴き、聞き取りを行うなかで、皆様から「本体工事の着工や新たな工事の着手を行えば、話し合いに応じない」旨の話をお聞きしておりましたことから、これらの工事を見合わせたうえで、話し合いの条件をお示しいただくようお願いしてまいりました。しかしながら、条件等を確認できなかったことから、改めて令和3年5月21日以降、文書をもって、協議を進めてきたところでもあります。また、その後、皆様から「抗議行動のため現場を離れられず、協議の場に参加できない」との声があったことから、話し合いの当日に限り全ての工事を止めさせていただくこととしたところでもあります。

県としては、話し合いの実現に向けて、最大限努力してきたところではありますが、未だに条件が整わず、話し合いが実現していないことを、大変残念に受け止めております。

なお、こうした状況については、これまでも知事の定例記者会見などの機会にお話しするとともに、直接皆様に対して、お送りした文書においてもお伝えしたところであり、また、現場の状況を観ておられる皆様は、既にご承知のことと思っております。

また、現在進めている工事や調査については、現場の安全を確保しながら実施しております。皆様が主張される「早朝の工事」は、令和2年12月や令和3年3月に付替県道の盛土工事の準備作業として実施した、立入禁止のフェンス設置

や、座り込み箇所への落石などを防ぐ土嚢設置と思われ、また、「皆様が帰られた後の工事」は、令和3年2月から3月にかけて実施した付替県道の盛土工事や、令和3年5月に実施した地質調査のための重機搬入などであると思われます。これらについては、不要の接触を避けるため、安全面に配慮し実施したものであります。さらに、「夜間照明の設置」については、夜間に工事現場内への不法侵入があったことから、安全管理上やむなく設置したものであり、皆様が主張されるような夜間工事は行っておりません。

皆様からは、静穏な中での話合いの条件として、話合いの期間中は工事をしないことを求められておりますが、石木ダム建設事業は、地域住民の皆様の安全安心に直結する重要な事業であり、今後の見通しが無いまま、話合いだけが長引き、工事中断期間が延々と続くといったことは避けなければならないところであり、全面的に工事を止めることはできないと考えております。

以前行われた話合いでは、参加者や進行のやり方について、事前に双方で確認したとおりとはならず、さらには、十分に当方から説明する時間をいただけなかったことなどから、今回は、県の司会進行のもと、話合いの参加者は当事者である13世帯の皆様限りとさせていただきたいと考えております。

なお、本事業は一刻も早い完成が求められており、いつまでも新たな工事を見合わせるわけにはいかないことから、令和3年9月以降は、着実に事業を進めていきたいと考えております。

県としましては、お伝えした条件で、早急に話合いを行いたいと考えておりますので、改めてご検討のうえ、ご連絡いただきますようお願い申し上げます。

連絡先：〒850-8570

長崎県長崎市尾上町3番1号  
長崎県土木部河川課